

# 福岡県公報

平成22年8月2日  
第3142号

## 目次

告示(第1294号 - 第1297号)

福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) .....	1
道路の区域の変更 (道路維持課) .....	1
道路の供用の開始 (道路維持課) .....	1
道路の供用の開始 (道路維持課) .....	1

## 告示

福岡県告示第1294号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例(昭和39年福岡県条例第48号)第3条第2項の規定により告示する。

平成22年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
285	八女市大字大島520 - 8 柴尾 孝子	八女市本村25番地 福岡県八女総合庁舎 売店	平成22年7月31日

福岡県告示第1295号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
那珂	県道	久留米筑紫野線	前	筑紫野市光が丘3丁目23番5先から 筑紫野市光が丘3丁目22番1先まで	5.2 ~ 6.5	145.8
			後	同上	7.4 ~ 8.7	145.8

福岡県告示第1296号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年8月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年8月2日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	久留米筑紫野線	筑紫野市光が丘3丁目23番5先から 筑紫野市光が丘3丁目22番1先まで

福岡県告示第1297号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年8月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年8月2日

福岡県知事 麻 生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	柳 川 城 島 線	大川市大字坂井485・486番合併2先から 大川市大字坂井487番1先まで